

# 長崎市における定期報告対象建築物等について

## ①対象となる建築物及び報告時期

(建築基準法改正 施行日:令和元年6月25日)

【表1】

グループ	整理番号	対象用途	報告対象の規模等(いずれかに該当するもの)※1 (特)は特定行政庁指定。それ以外は建築基準法令指定のもの	報告時期
A	ホテル	○ホテル、旅館	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上あるもの ③ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ④ 当該用途の床面積の合計が300㎡を超え、かつ階数が3以上あるもの(特)	R7年度以降 3年毎 7月1日 ～ 12月25日
	福祉	○寄宿舎(障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上あるもの ③ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの	
B	集会	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計(客席部分)が200㎡以上あるもの ③ 主階が1階にないもの ④ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ⑤ 当該用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの(特)	R8年度以降 3年毎 7月1日 ～ 12月25日
		○観覧場(屋外観覧場は除く。) ○公会堂 ○集会場	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計(客席部分)が200㎡以上あるもの ③ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ④ 当該用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの(特)	
	物販 ※2	○百貨店 ○マーケット ○物販販売業を営む店舗 (床面積が10㎡以内のものを除く。)	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上あるもの ③ 当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上あるもの ④ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ⑤ 当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ階数が3以上のもの(特)	
		○展示場	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上あるもの ③ 当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上あるもの ④ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの	
	老人	○就寝用途の児童福祉施設等 ・老人福祉施設(入居施設があるものに限る) ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これらに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・有料老人ホーム	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上あるもの ③ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ④ 当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの(特)	
体育 ※3	○体育館 ○博物館 ○ボウリング場 ○水泳場 ○美術館 ○スキー場 ○スポーツの練習場 ○図書館 ○スケート場	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上あるもの		
C	病診	○病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上あるもの(2階に患者の収容施設がある場合に限る。) ③ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの ④ 当該用途の床面積の合計が300㎡を超え、かつ階数が3以上あるもの(特)	R9年度以降 3年毎 7月1日 ～ 12月25日
	飲食 ※2	○キャバレー ○ダンスホール ○料理店 ○カフェ ○遊技場 ○飲食店 ○ナイトクラブ ○公衆浴場 ○バー ○待合	① 当該用途(床面積合計100㎡超)が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上あるもの ③ 当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上あるもの ④ 当該用途(床面積合計100㎡超)が地階にあるもの	

※1 該当する用途部分が避難階のみにある場合は対象外。ただし特定行政庁指定分を除く。

※2 対象となる当該用途の床面積とは、【表1】整理番号の「物販・飲食」欄に掲げるすべての用途の床面積の合計とする。

※3 学校に附属するものを除く。

裏面あり

②対象となる建築設備等及び報告時期

【表2】

種 別	対 象	報告時期
〔表1〕の建築物に設置される建築設備 (昇降機・遊戯施設を除く)	○換気設備 (法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた換気設備。自然換気設備を除く。)	毎年度 7月1日 ～ 12月25日
	○排煙設備 (法第35条の規定により設けられた排煙設備。排煙機を有するものに限る。)	
防火設備 (防火扉、防火シャッター等)	○〔表1〕に該当する建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖若しくは作動できるもの) ※常閉防火扉が設置されている建築物に関して、 <u>本市では従来通り特定建築物にて調査を実施することとします。</u> (随時閉鎖の防火扉に関しては防火設備にて定期報告が毎年必要です。) ○以下に掲げる用途のうち、床面積の合計が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖若しくは作動できるものに限る。) ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等 ※外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。 ※対象となるすべての建物に報告対象の防火設備が設置されているとは限りません。	
昇降機	○エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(いずれも住戸内のみを昇降するものを除く) ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち、一般公衆の用に供されていないもの)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの)を除く。 ※労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないものを除く。	毎年度 4月1日 ～ 3月31日
準用工作物	○観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設	

③調査・検査を行うことができる資格者

【表3】

建築物	一級建築士・二級建築士・特定建築物調査員
建築設備	一級建築士・二級建築士・建築設備検査員
防火設備	一級建築士・二級建築士・防火設備検査員
昇降機等	一級建築士・二級建築士・昇降機等検査員

④特定建築物の定期報告の時期

特定建築物の定期報告については用途により3年毎に必要となります。それぞれの報告年度は表4のとおりです。報告の時期は、毎年 7月1日～12月25日 です。

【表4】

グループ	整理番号	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
建築物	A ホテル・福祉	○			○			○			○			○
	B 集会・物販・老人・体育		○			○			○			○		
	C 病診・飲食			○			○			○			○	

凡例：○報告年度

※建築設備と防火設備及び昇降機等については毎年必要となりますのでご注意ください。